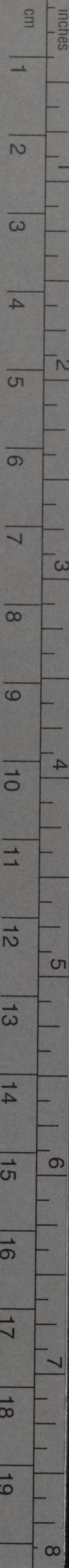


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta

White

3/Color

Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

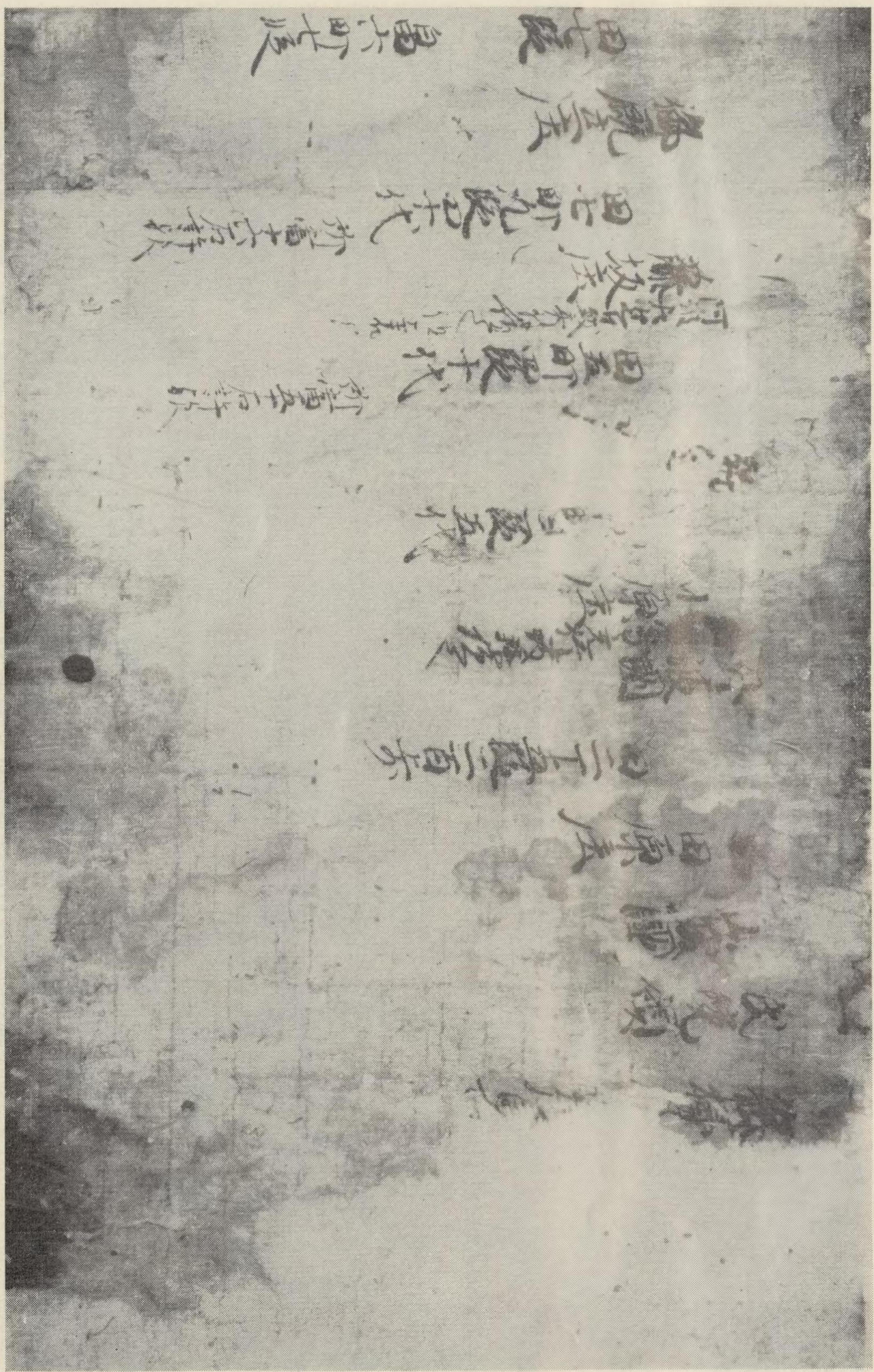
「御 摄 築 渡 庄 目 六」解題

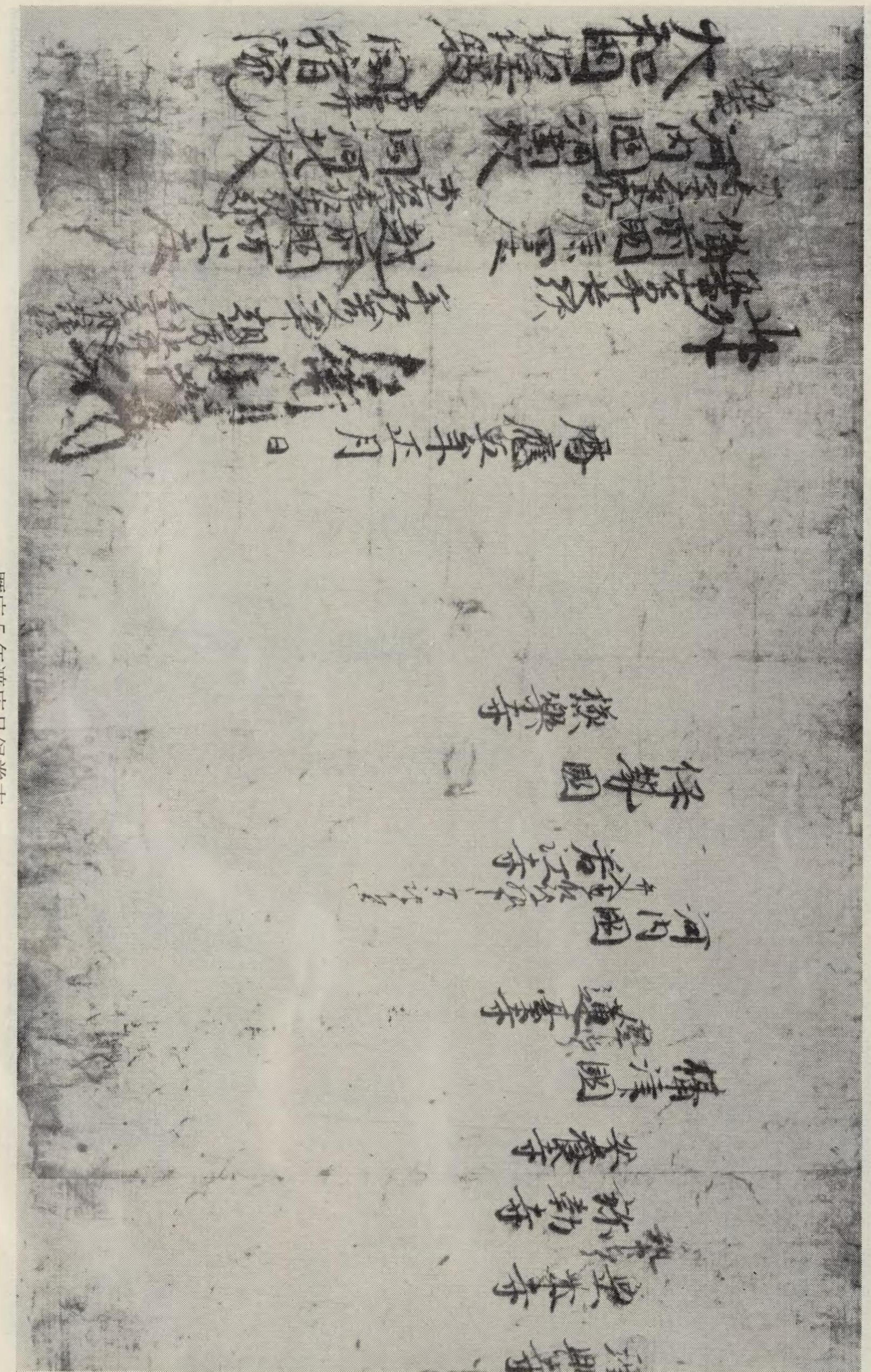
691952

210.4
0756

御 摄 築 渡 庄 目 六

210.4





一
御
撰
錄
渡
庄
目
六
解
題

〔御 摂 築 渡 庄 目 六〕解題

第四〇〇番、第十三箱中に納められていたものである。今回コロタイプ覆製したものは、二巻一括して収藏されていたものの内、鎌倉後期作成と思われる一巻である。他の一巻は、奥書によつて、暦応五年十一月に作成されたことがわかる。よつて以後これを「暦応目録」と称することにする。

本巻は巻頭に「御摺鑑渡庄目六」と内題されており、表紙はない。巻子本一巻、本文紙数二三枚、紙質は楮

きない。ヨロダの覆製本の上部に活字翻刻したもののが、暦応目録の肩付である。肩付の内容は、おおむね人名で、当該庄園の預所職補任者、或は奉行人と考えられるから、鎌倉後期と暦応五年との状況およびその異動が、対称的に理解し得る便宜さのため、あえてこのような形にしたことをことわつておく。

渡庄の目録と肩付とは別筆と思われるが、後述のような本目録の性格より、記された時点は、日数の前後はあるが、大体同時期のものと考えてよからう。

本巻の巻末一葉は欠落しているが、この部分は、それ以前がそうであるように、暦応目録と全く同じであつたと思われるので、便宜その該当部分をコロタイプ巻末に活字翻刻し、その写真図版を、本解題巻頭に掲載した。

(2) 本巻作成期とその周辺

本巻は、すでに触れたように、巻末の一葉を欠くので、作成された時日を厳密に確定することは困難である。

(1) 渡庄目録本文（肩付を除外した）そのものは、後述のごとく、本巻のような内容で、本巻より以前に成立していたものと思われるから「書写」と云うべきかも知れない。しかし肩付部分は、常に変動を伴うという渡庄目録の内在的性質からして、本巻そのものは、その時点に新たに作られたと解釈し得ると考え「作成」を用いた。

しかしながら、肩付人名は、本巻成立時と大体同時期の人々であろうから、これを手懸りとして、振幅をもたせた期間を推定することは可能である。

(2) このことについては、加言不用かも知れないが、暦応目録の肩付の人名は、すべて当時現存の人なのである。

この操作の結果、〔1嘉元元年四月廿六日〕^(一三〇三)〔2徳治元年十一月廿九日〕^(一三〇五)〔3嘉元元年三月八日〕^(一三〇六)〔2徳治元年十二月廿九日〕^(一三〇八)〔3嘉元元年正月五日〕^(一三〇九)の二通りの範囲が推定可能になる。

(3) 肩付人名の官職該当期間より、その公約数的範囲を出したものである。使用した主な人名は、六条前、中納言有房、三条宰相、実任、前藤中納言、日野俊光、高倉宰相経守等である。なお註(4)参照。

ここで本巻の作成される条件を考えてみよう。内題に「御撰籠渡庄目六」とあるが、これを文字通り読めば、摂政の交替に伴なつて引継がれてゆく庄園の目録というほどの意であろう。渡庄目録自体の成立期とその意味については、後に詳述するが、本巻は、少なくとも摂政（関白）の移動に伴い作成されただろうことは疑い得ない事実であろう。暦応目録の存在は、このことを明瞭に物語る意味でも貴重である。即ちこの巻末に、暦応五年正月廿六日と日付されているが、この正月廿六日に一条経通は関白氏長者を辞し、翌廿七日には詔勅が下り左大臣九条道教がこれに補されているのである。即ち暦応目録は、一条経通より九条道教に伝えられた渡庄目録の正本と考えてよいと思う。

右のような視角から本巻を眺めてみよう。さきに我々は、本巻の作成期を〔1嘉元元年四月廿六日〕^(一三〇三)〔2徳治元年十一月廿九日〕^(一三〇四)〔3嘉元元年正月五日〕^(一三〇五)間と推定した。これに該当する摂関の移動をみると、嘉元三年四月十二日における二条兼基より九条師教への関白（氏長者）の移動と、徳治三（延慶元）年十一月十日の九条師教より鷹司冬平への摂政（氏長者）の移動がある。ここで肩付の性格を考えてみよう。渡庄目録と肩付が別筆であることはすでに述べたことであるが、この事実は、本巻成立事情に関して一つの有力な示唆を与えるのである。我々は後に、平安期における「庄々（牧）渡文」の伝授形態について検討するが、その渡文には庄

(牧) 名のみが記され、その預所或は奉行人は、伝授された側で決定されることを知るのである。本巻作成期においても、この事実は、極めて自明なこととして受けとれよう。即ち渡庄の目録のみが伝授され、受けとつた側で預所・奉行人等を決定し、それを記入したのが本巻の肩付であると考えてよいと思われる。ここまで認め得れば、肩付の人々が、どのような政治勢力に属するかを検討することによつて、肩付の記入主体を判定し得るし、ひいては本巻作成の時期をより厳密に推定し得ることにもなると考へる。こうした視角に立つて肩付名をみてみよう。「前藤中納言」(日野俊光)、「二条大納言入道」(一条教良)は、この当時明らかに九条家領の預所職に補されており、御隨身「延峯」、「久重」、「利方」、「重武」等は、九条家の御隨身である。他にも例え、高倉宰相経世、九条三位隆教等、直ちに九条家グループと認定し得るもののが存在するし、調べたらなお幾多を数えるであろう。即ち我々は、本巻の肩付は九条家によつてなされたと判断し得るのである。従つて又、本巻渡庄目録は、嘉元三年四月十二日の二条兼基より九条師教への関白(氏長者)移動に伴い伝授されたものであると結論しても良いと思う。肩付の記載期間は、九条師教の任期間(嘉元三年四月十一日~徳治三年十一月十日)という前提の上に、前の推定範囲の〔2徳治元年十二月廿九日~同三年正月五日間となるであろう。⁽⁴⁾

(4) 史料に忠実に従えば右の通りなのであるが、上限は九条師教の関白(氏長者)補任期近く、とする方が現実的のように思われる。嘉元三年三月八日~徳治元年十二月廿九日間の一年九ヶ月余のブランクは、肩付に「高倉宰相經守卿」とある経守が、喪に服して散官になつた期間であり、「六条前中納言有房卿」とある有房が、ほど還任中納言になつた期間である。こ

(三) 渡庄目録本文の成立とその周辺

すでに述べたとおり、本巻、暦応目録共に渡庄目録そのものには全く異動がない。この事実は、本巻作成にさかのぼつた或る時期に渡庄目録が成立し、その後はほど変化することなく伝頒されてきただらうことを予想されるのである。その期はいつか。

ここで少し目録の内容を概括しておこう。氏院領三四ヶ所、法成寺領二六ヶ所、同末寺一九、東北院領三四ヶ所、平等院領一九ヶ所、同末寺⁽⁵⁾一が、その全容である。暦応目録には、日付、署名の後に、「此外」として、備前国鹿田庄、越前国方上庄、河内国河南牧、同河北牧、大和国佐保殿、同宿院の六ヶ所が記されている(図版参照)。本巻にも記されていたことは十分に推量されるのであるが、今はこの六ヶ所は、渡庄としては特殊な性格をもつものであること、および平安期以来、氏長者の象徴的渡庄として伝頒されてきたことの指摘にとどめておく(後に詳述)。

(5) 本巻は既述のとおり巻末一葉を欠くので平等院末寺は五ヶ所しか記載されていない。しかし暦応目録によつて山城国岡本寺以下六ヶ所を補うことが出来るのである。

氏院とは、弘仁十四年、北家藤原氏隆盛の基礎を築いた藤原冬嗣の創建にかかる勸学院のことであり、法成寺

は寛仁二年道長、東北院は道長の女一条天皇中宮上東門院彰子、平等院は永承七年頼通の、それぞれ創建になる藤氏全貴族層の象徴的遺産である。これら寺院の維持隆盛は、藤氏へ課せられた宿命的重大事であつたろう。それ故にこそ、北家藤原氏の嫡流が、近衛家以下の五摂家に分流しても、これら寺院と、その所領の統轄権は単独の家に帰属することなく、時の摂関氏長者に代々相伝されていつたものと思われる。

こうした内容をもつ本巻が、「氏長者渡庄目録」とではなく、「御摂籠渡庄目六」と呼ばれていることに注意しなければならない。氏院領以下の渡庄は、本来的には、正に藤氏長者に伝領されるべきものである。しかし現実には、摂関即氏長者という事実⁽⁶⁾が通念化されていたので「御摂籠渡庄目六」という名称も、何ら不自然ではなかつたのであろう。

(6) ことさらに断るまでもないが、以下にいくつかの事例を挙げておこう。

〔百練抄十〕文治二年三月十二日庚寅、以^(兼実)右大臣可為摂政氏長者之由被仰下

〔同十二〕承久三年七月八日^(中略)：左大臣止摂政、前^(道家)關白可為摂政氏長者之由被下詔書

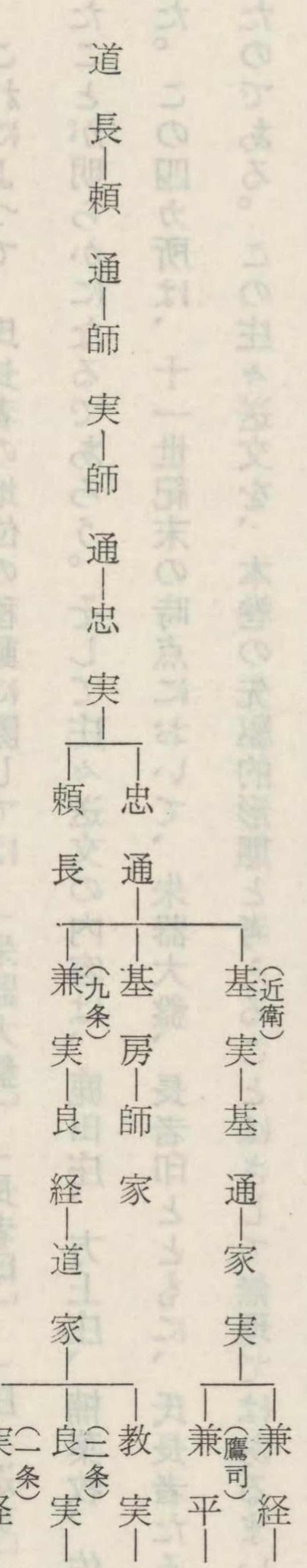
〔同十三〕安貞二年十二月廿四日、前^(道家)摂政被下關白詔、即為氏長者

我々はさきに、渡庄目録の伝授は、摂政関白の移動に際して行なわれるものと考えて論を進めてきたが、厳密に云えば藤氏長者の移動に際して、と訂正されなければならない。しかしながら、右にみたとおり、摂関と氏長者の交替が即時的に行なわれるこの期の現実より、記述の上で大きなさしさわりはなかつたものと思う。

1 藤氏全貴族の統帥者としての氏長者と、事実上國家官僚機構の頂点に位置する摂関とは、元来その本質を異にするものではあつたが、北家藤原氏の政治的地位故に極めて密着したものとなり、氏長者たる仁、即大位＝摂関に登る人となつたのであつた。

ここで氏長者の交替がどのように行なわれたかを、平安期にさかのぼつてみていく。

〔氏長者略系図〕



當日先召覽唐櫃二合、開封新成文書三通相加之依仰加署^{一通庄々送文、有後・知網等}如旧檢納之不付、以有俊為御使被獻、……

行家朝臣、成庄々送文之請文、付有俊進覽殿下、入夜事了、各退出

已上有俊朝臣私記也

後聞、所被送奉之庄四所

鹿田、方上、楠葉、佐保殿

行家朝臣先指文夾、覽文ハ今日之送文也、又於御前自唐櫃取出天覽、文ハ往昔送文者（中右記）一日天覽

これによつて、氏長者の地位の移動に際しては、「朱器大盤」、「長者印」、「庄々送文」の伝授が行なわれていたことが明らかになるであろう。そして庄々送文の内容は、鹿田庄、方上庄、楠葉牧、佐保殿の四カ所であった。この四カ所は、十一世紀末の時点において、朱器大盤、長者印とともに、氏長者たる地位の象徴の一つだったものである。この庄々送文を、本巻の先駆的形態と考えることはさして無理ではあるまい。

ここで前にも触れてはおいたが、暦応目録の巻末「此外」以下の六カ所を想起してみよう。この六カ所は、暦応目録において特殊な存在であった。単にそれは、記載様式の差異にのみとどまるものではない。これ以外が、すべて勸学院以下の院領、寺領であるのに對し、これにはそうした本所（本家）の記載はなく、ただ預所、又は奉行人が肩付されているにすぎなかつた。この事実は、右の六カ所が、摂籠直属の諸庄であつたことを示している。これが嘉保元年の庄々送文に記された四カ所のそのままの繼承であることは、一瞥するだけで十分なので

ある。

(7) その関係を左に表示しておく

嘉保送文	暦応目録
鹿田（備前）	備前國鹿田庄
方上（越前）	越前國方上庄
楠葉（河内）	河内國河南牧・同河北牧
佐保殿（大和）	大和國佐保殿・同宿院

楠葉牧と、河南・河北牧とは、恐らく同一地域のことであろう。河内國の北端、山城・摂津の両国に隣接する楠葉は、淀川の河畔に接した交通の要所でもあり、平安期以来摂関家の牧が設定されていた。これが南北朝期には淀川をはさんで河北・河南牧と呼ばれるようになったものであろう。佐保殿宿院は、佐保殿の附属として、平安期にも渡庄として現われている。ここに至れば、渡庄の構成要素である氏院領以下の諸庄・末寺が、いついかにして附加されたのかが問題になつてこよう。ここに焦点を合わせて、時代を下りながらもう少し検討してみよう。

保元元年七月十九日、保元の乱に破れた頼長にかわつて、関白忠通が氏長者になつた。

(8) 久安六年九月、時に左大臣であつた頼長は、摂政忠通にかわつて氏長者になり、保元の乱に破れるまでその地位にとどまつたが、當時、摂関にあらざるものゝ氏長者になつた唯一の例外であつた。

この時にも、佐保殿、方上庄、鹿田庄、楠葉牧の四カ所が、新氏長者忠通に伝えられ、その奉行人なども定めら

れている（兵範記保元元年七月十九日条）。前述の師通の時と何ら変りなかつたのである。かえつて、本卷のような内容を持つ渡庄目録は存在しなかつただらうことを示すような史実に遭遇する。兵範記保元元年七月十八日条は、保元の乱の元凶である頼長の田宅資財の没官を記した後に「然者宇治所領及平等院等事、永停止入道相國沙汰、一事已上殿下可令知行給：（下略）：」とある。この史料は、平等院の知行権が、この時点まで、入道相國忠実のもとにあつたことをはつきり物語るものと云える。忠実が、すでに摂関でも、氏長者でもなかつたことは云うまでもない。即ち本巻の一構成要素である平等院（領）は、保元時点においても、氏長者に伝授されるべきものとなつていなかつたことが、ここにはつきりするのである。とりもなおさず、本巻のような渡庄目録の存在が否定されたことになると思う。ここで、保元頃の摂関家領が、どのような構成をとつていたものかについて、一言触れておこう。当時摂関家領は、次のような所轄下にあつたものと思われる。

氏長者頼長
長者摂する庄園

大時院寺別院・同前院
同内院寺南院・同前北院

頼長所領

正五位下皇太后宮權大進藤原朝臣光盛（兵範記保元三年八月十一日）

右の「庄牧渡文」は、同記の中に「庄牧古渡文」とも表現されており、これまで我々がみてきた「庄々送文」は、こうした形式のものだったことが判明する。文末署名の藤原朝臣永範、同光盛は、前関白氏長者忠通の家司であつて、四位、五位の家司二人による連署が、この当時の慣例であつた。右の四カ庄以外の摂関家領も基実に附されたことは云うまでもなかろう。

以上主として平安期についてみてきたのであるが、そこに個人の所領と区別される長者渡庄が、実質として形成されつつも、なお本卷のような形をとつて成立することはなかつたこと、および渡庄目録の先駆的形態としての庄々（牧）渡文が伝授されており、その内容は暦応目録の「此外」以下にそのまま當てはまることなどの事実が指摘し得たと思う。本卷成立の条件は、摂関家の分流と、それぞれの家領の成立とに、極めて深い内的関連があると思われるるのである。

そこで次に、鎌倉期に時点を下げて同じような観角からみていく。文治二年三月十二日、源頼朝の政治的支援を受けた九条兼実は、近衛基通にかわつて摂政氏長者になつた。この時摂錄家領について大きな紛争が起つた。吾妻鏡はこの間の事を次のように記している。

文治二年

四月廿日丁卯、摂錄御家領等事、二品令申京都給、其趣、前摂政殿、（頼朝）（平盛子）稱白河殿領、除氏寺社領等外者、皆御

押領云々、尤以不便次第候、摂政家争無御家領候哉、平家在世之時号中摂政殿後室、白河殿悉所領掌候也、
（近衛基実）
松殿纔氏寺領計知行給、其時事極無道邪政候哉、代々家領新摂政家可令領掌給候、只知足院殿御附屬高陽院
之御庄五十所云々、以其前摂政家可有御領掌候歟、……」（傍点解説者註）

即ち前摂政基通は、摂政氏長者交替後も、代々伝領されてきた摂関家領の内、氏寺社領以外は、兼実に移譲しかつたのである。頼朝は、右にみるとおりその不当さを強く訴え、代々の摂関家領を分割し、高陽院領、知足院領、冷泉宮領、堀川中宮領等を前摂政基通に、京極殿領を中心とした残る所領を兼実に移譲するよう院奏した。しかし後白河院は、基通を支持してこれに反対し、「忽被分取家領之条、為前摂政尤以不便、入道關白之時も、（基房）氏長者之外事、不付摂錄歟、當時摂政、（藤原聖子）皇嘉門院御領等有知行、不可似入道之時也」（吾妻鏡文治二年五月十八日条）と主張して、贊意を表さなかつたのである。結局、伝統的な摂関家領は、「氏寺社領」を除きほとんど近衛家領として継承されていつたことを、建長五年作成の「近衛家所領目録」の中に認める事ができる。（9）

(9) 建長五年に注出された「近衛家所領目録」と通称される文書の原本は現存しないが、享徳三年九月十四日の書写になるものが、陽明文庫に叢蔵されており、建長時点での近衛家領の全貌を知ることが出来る。文治段階で紛争の的となつた摂関家領、高陽院領、冷泉宮領、京極殿領、知足院殿領等庄園が、すべてそこにみられるのである。摂関家領に関する後白河法皇・基通対頼朝・兼実の争いは、前者の勝利に帰したがることが推察されるのである。なお九条家領は、皇嘉門院領を継承したものである。

この事件を、本卷渡庄目録そのものの成立という観角よりみた場合、次の二つのことに特に注目したいと思

う。

まず第一に、新摂政氏長者九条兼実に摂関家領の移譲を拒否した近衛基通も、何らの抵抗なく、氏寺社領と表現されるものを渡していることである。この内容は何なのか。これをはつきり示すのは、文治二年より二十年前、松殿基房が近衛基実にかわつて摂政氏長者になつた時である。前引吾妻鏡の記文中に「松殿纔氏寺領計知行給」とある「氏寺領」の実体は、愚管抄によれば、興福寺、法成寺、平等院、勸学院等領、および鹿田、方上などの庄園であつた。基通より兼実に伝授された「氏寺社領」も、恐らく右のようなものであつたろう。興福寺領と東北院領を入れかえれば、正に渡庄目録の内容そのままになるであろう。即ち摂籠渡庄の実質的内容は、この平安末鎌倉初頭に形成されつあつたことが指摘できるのである。

第二には、右のことと表裏のことであるが、旧摂関家領の近衛家領化の傾向である。松殿基房に移譲されなかつた氏寺社領を除く摂関家領は、近衛基実の後室平盛子（白河殿）の領するところとなつたのであるが、これらはそのまま基実の嫡男基通に伝領されていつたのであつて、この過程に、家領化が意識されていつたとしても何ら不思議ではなかろう。文治の争論も、摂関家領に対する考え方の差違、即ち基通の家領としての意識、兼実（頼朝）の摂関家領としての意識の差異にも、その一因を求めることができると思う。

右にみたとおり、文治頃までには長者渡領が、氏院寺領および象徴としての四カ庄に定まりつあつたとは云え、それが本卷渡庄目録のように、はつきりと定形化し、氏長者の交替に際して、かつての庄々送文のように伝

授されていくまではいたらないことが確認されたと思う。文治の争論が起つたこと自体、その何よりの証左である。摂関氏長者の交替に際し院領、寺領、四カ庄のみの伝授が、不当なることと認識された段階から、当然のことへ移行する過程が、とりもなおさず渡庄目録自体の成立過程であると思う。

これから操作は、鎌倉初頭から嘉元年間に至る百廿年余の間、渡庄目録が、いつ本卷のような形で成立したかを見極めることである。結論的に云えば、この期を確定することは現在のところ困難なのである。しかしながら全く手懸りがないというのでもない。以下いくつかの事例をあげ、共に考える素材を提示しておこう。

[I] 建永元年三月十日 九条良経→近衛家実「摂関詔宣下類聚」
〔二三〇六〕
「庄目六」一通が、九条家々司長正、敦倫連署のもとに、近衛家に相伝された。同時に渡された券櫃の中には、楠葉、鹿田等の庄券が入つていた。これにより、庄目録と庄券とは別のものであることがはつきりするが、この庄目録が、保元三年にみたような、佐保殿等四カ庄の目録なのか、それとも本卷のごときものであつたかは不明である。

[II] 仁治三年三月廿五日 近衛兼経→二条良実「平戸記」
〔二四二〕

同記同年四月十九日条に「：渡領等支配事、種々被仰之旨、然而事不可黙止、早可分給之由執申之、人々之恨尤有其理之故也」とある。渡領の新たな預所職或は奉行人としての分給が急がれていること、これらに補されることを希求している新摂政家二条家周辺の人々の声が伝わつてくるようであるが、この渡領の内容が問題で

ある。佐保殿以下の四カ所のみとは思われない。その一つ鹿田庄は、すでに二条中納言高俊息に定まつてお
り、他もほぼ慣習的に、年預、家司等が補されることになつてゐるので、それほど問題にはならないと思われ
る。旧摂関家領の近衛家による家領化、又元久元年九条兼実譲状にみるとおり九条家領も固まりつつある段階
においては、勿論平安期のような摂関家領総体ではあり得ない。とすれば、この渡領の内容を、本巻にみる摂
録渡庄と考えるのは、最も自然な帰着であろう。

[III] (二四六) 寛元四年正月廿八日 二条良実→一条実経 「葉黃記」

この時も「目六」が注されており、Iの場合と同じく、楠葉牧、方上・鹿田庄等の庄券とは別のものであつた。
[IV] (二四七) 寛元五年正月廿六日 一条実経→近衛兼經 「葉黃記」
「渡目六」が、一条実経家司前備前守定氏の署名のもとに作成された。この場合も内容は不明である。ただ一
つ、先に保元三年庄牧渡文にみたように、文末には家司一人による連署が先例となつてゐたが、この時には
「只定氏一人可足之由下知了」とあつて、家司一人の署名になつた。暦応目録の署名も、「左衛門尉安部(花
押)」と一人であつた。文書形式から云えば、正に暦応様式の先駆と云えそうである。
以上いくつかの事例をあげてみたのであるが、この十三世紀前半を、本巻のような内容をもつ渡庄目録成立の
最終的な画期とすることは大体認められたと思う。

十二世紀末から十三世紀初頭にかけては、長者渡庄が、事実上本巻のような内容に固まりつつあつたが、なお

それは、正当な形態とは認識されるに至らなかつた。しかし現実に摂関氏長者の交替に際し、こうした形で伝授
が行なわれることによつて、徐々にその不当感はうすれ、慣例化してくるのは自然である。仁治—寛元—建長の
全十五年間は、近衛、九条の二摂家から、鷹司、二条、一条家が分流し、所謂五摂家の出そろつた期であつた。
この過程は、そのまま各摂関家の家領の確立される過程でもあつた。本来的に各摂関家に属し得ない勧学院以下の
院領、寺領等が、今度はより積極的に、時の摂関氏長者の所轄下におかれることが望まれたであらう。「御摂
籠渡庄目六」成立の内外の条件は、すべて準備されたのである。

(四) 鎌倉期の「摂関家領」について

これまでに我々は、コロタイプ覆製本、渡庄目録そのものの成立等について述べてきた。摂籠渡庄が、各摂關
家領の成立と、深い関連性をもちつて成立してきたことが了承されたものと思う。

本巻の存在によつて、鎌倉期摂関家領の総合的解明に、又一つの光明が与えられたものと考えてゐる。
すでに我々は、(一)近衛家所領目録、(二)光明峯寺殿惣处分状によつて、鎌倉期建長年間における近衛・九条両摂
関家領の大綱を知り得ている。更に(三)称念院殿(鷹司)譲状(当部藏一卷 鷹・六六一)によつて、鷹司家領成立期
当初の全貌を知ることができるのである。

(10) (一)は、註(8)にも述べたとおり陽明文庫に蔵されており、竹内理三氏の全文紹介、および詳細な考察がある。(日本歴史

145 149

(1)

(1) は大日本古文書「東福寺文書之一」に所収されており、同じく竹内氏によつて考察が加えられている。(日本歴史)

(2) (外題) 「称念院殿貞跡」

(3) (袖書) 「照念院殿」

先公御譲状也、正本在前博陸、書写賜之、前殿御筆也。

永仁五年八月十六日 左大臣 (花押)

本者一家領事

東扇の今泉庄、椋橋庄、網代庄内御名、大觀寺領乙生遺領

小代庄 宇多院、弘見庄、青嶋庄

已上四箇所

饗庭庄

寂勝寺領

(鷹司基忠)

已上前関白可被子孫相伝

庄々子細見 建治注文

高岡庄 筵賀庄 指深庄 上有智庄

義延庄 細河庄

已上三箇所、金蓮華院領、此内於細川庄者、有限之寺用外被寄帳尾

赤馬庄

鷹司院御仏事料所

この歴代の御遺跡の基図を以て御跡を示す所である。右圖は大宮北屋の御跡である。

衣比須島

本願寺所也、御家預所職、示付故本願寺居上

全十五ヶ

酒井庄

子細同、衣比須島

且此所寄置

已上左府可被子孫相伝

庄々子細見 建治注文

鷹司院御遺跡可被仰付故小女之由、女院被仰、且御書有之、為便宜之間、示付左府、且

子孫可被子孫相伝

庄々子細見 建治注文

(奥書)

此一卷、本者是ニ候、書写進候

(カ)

永仁二年四月十六日

(カ)

(花押)

鷹司兼平は、当家の祖であり、右にあげたものは、正応六年、第二度の譲状である。これ以前建治年間にも、同じく兼平によつて、右の正應遺状よりも詳細なものが作成されていた事実が、「建治注文」の引用によつて知られるのである。鷹司家の独立に伴つて、家領の成立して行く状態がはつきりと読みとれるのである。

一条家領は、道家の譲状中、「前撰政分」と記されたものを出発点とするからすでに明らかであり、二条家領を除く撰閥家領のほぼ全貌を知り得るのであるが、本書の出現によつて、こうした撰閥家領の他に、代々撰閥氏

長者に伝領されて行く、渡庄の実体も判明したのである。

なお本巻渡庄目録については、渡庄伝領の実質、即ち摂関氏長者と渡庄との具体的な関係、又これとの関連において摂関権門の政治集団の構造、家司組織、或は又収取内容などの地域性を考慮したうえでの分析等々のことはいわゞもがな、渡庄目録成立とその周辺の問題等についても、当時の政治情勢との関連において、より一層の深い考察が必要と思われるが、本解題では右にとどめておく。

(五) 室町期の殿下渡領

室町幕府追加法九七条に、次のごとくある。

一、寺社本所領事応安元六十七
大夫入道昌椿奉行之
布施彈正

禁裏 仙洞御料所、寺社一円仏神領、殿下渡領等、異于他之間、曾不可有半濟之儀、固可停止武士之妨、其外諸国本所領、暫相分半分、沙汰付下地於雜掌、可令全向後知行（中略）

一、次自先公御時、本所一円知行地事、今更称半濟之法、不可改動、若令違犯者、可有其咎焉（下略）

（佐藤進一編『中世法制史料集 第二卷
池内義資編『室町幕府法』）

右は、室町幕府の庄園政策の基調を最も鮮明に示す法令である。庄園領主にとって、重大な脅威となつた半濟令の適用範囲についてのものであるが、禁裏仙洞御料所、寺社本所一円領とともに、殿下渡領が、一般本所領と

区別され、半濟除外地として幕府の特殊な政治的保護を受けていることが知られるのである。ここにいう殿下渡領の実体は何なのか。一つには、渡庄目録に現われる渡庄そのものを示すと考えられるし、又もつと漠然とした摂閥家領総体を指すとも考えられる。しかし摂閥家領は、本所（摂閥家）一円知行地を除いては、やはり半濟対象となる一般本所領の範疇に入るものであろうし、史実としても指摘し得るのであって、やはり前者のように、これまで考察してきた摂籠渡庄そのものと考えた方が妥当のように思われる。

室町幕府下にあつて特徴的に見出される類別的対庄園政策＝圧倒的縮少化保護政策の一翼を占める殿下渡領の実体が判明するのも、本巻の価値を一層高めるものと考えている。

実利攻撃開示する。本巻の勘定は一欄高まるものもあらず。

寧西幕府不吉と書道館が見出される。御開拓御用事・王時内閣が古木藝術業の一業者であると判明。

つまら考察つてちと歴史要虫子のことを古式研究當のものと思ふ。

考へて一株本西院の御翻入るものである。虫実つて古事記のちじて、やがて前書のよそ、
御開拓御用事等をとめたさざる。」と「御開拓御用事・本派（御開拓）」一門の特徴を網羅づけ、字句も半音訛
跡の実持たれる。このお、蚊虫目最も長いはる蚊虫子のものと不せむとある。又あじと尋ねて云ふ
御眼毛は、手術剣が蟲つて蟲類の特殊な適合形態を受けてるのと感である。この旨つて體を對

